

造林事業検査内規

平成14年 4月 1日林発第159号
最終改正 令和 2年 5月11日 森第 24号

第1 総括

1 趣旨

この内規は、島根県農林水産関係補助事業等検査規程並びに島根県森林環境保全造林事業実施要領（以下「環境要領」という。）第5の3の規定及び島根県農山漁村地域造林事業実施要領第5の2による検査に必要な事項を定める。

2 検査の通知

検査の通知は、検査実施通知書（様式1号）により行う。また、事前に現地確認を実施する場合は現地確認実施通知書（様式1号の2）により行う。

3 検査の対象

検査は、申請のあった施行地1カ所毎に行う。

4 検査の認定

- (1) 検査の結果、当該施行地が要領の規定に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知する。
- (2) (1)の不合格又は一部不合格である施行地で当該年度における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う。

5 検査調書の作成

造林事業では、島根県農林水産関係補助事業等検査規程第8条括弧内ただし書きで規定する事業検査調書特例様式として、検査野帳（様式2号の1～様式2号の3）及び検査報告書（様式3号～様式3号付属様式3）を作成するものとする。

検査野帳、検査報告書及びこれらに類する書類等は、申請書ごと一括して申請番号順に綴じて事業終了の翌年度から起算して5カ年間保存しなければならない。

第2 検査

1 検査の内容

検査は、その内容が要領に定める採択要件に合致していることを確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地にて確認する。ただし、島根県森林環境保全造林事業実施要領の運用5の(3)のAの(キ)の規定によるオルソ画像等が添付された申請の場合は、3から6まで及び第3の1から10までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地での確認を省略できる。

2 GIS等の活用

- (1) 検査に合格した施行地において、可能なものは当該施行地の位置、区域、面積（検査によ

り確定した面積。以下「査定面積」という)等をGIS等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用する(GIS等で管理し活用できる情報について以下「GIS等登録情報」という)。

(2) GIS等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にGIS等登録情報を利用する。

3 施行地の位置確認

申請書に記載された施行地の位置については、県の保有する森林計画図、地球測位システム(GNSS)、GIS等で確認する。

4 施行地の区域確認

- (1) 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の林地況等により確認する。また、施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている、又は、地拵が完了している区域とする。
- (2) 地表かき起こし、除伐、間伐、更新伐等(以下「森林整備」という)一定の区域の一部に対して施業を行う場合の補助対象面積は、当該施業を一体として取り扱う樹木を包含する区域の面積とする。

5 除地

施行地内の植栽不可能地であって1カ所の面積が原則0.01ヘクタール以上であるものは除地とし、査定面積に含めないものとする。

6 測量成果・面積の確認及び査定

- (1) 2の(2)のGIS等登録情報がない場合、又は、同項において同一と認められなかった場合は、以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。
- (ア) コンパス等による測量の場合は、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差の限度は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
- (イ) GNSS等による測量の場合は、2カ所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差の限度は座標値3.000(3メートル)以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
- (ウ) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルをGIS等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。
- (2) 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。
- (3) 面積の検査は、申請面積と照査して行い、査定は検査面積に従って行う。面積は小数点以下2位どめとし、3位以下は切り捨てる。
- (4) 申請書に添付する施業図は、実測等による測量成果に基づくものとするが、精度の高い既存の図面等により申請があったものについては、検査員は必要に応じ申請者に主要測点

の復元を求め、検査するものとする。

7 森林所有者及び造林地の地番

造林地の森林所有者及び地番を確認し、島根県造林補助金サブシステム上で整理する。

8 事業主体等の確認

事業主体の要件等について、以下の書類等により確認する。また、森林所有者等が事業の実施に同意していることについて、当該申請につき施行地を1件以上を無作為に抽出し、電話等により確認する。

(1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 環境要領第1の1の(4)のウに係る次の書類等

(ア) 認定された森林経営計画等

(イ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

(ウ) 間伐等（森林経営計画に基づく間伐等の施行地のみで環境要領第1の1の(3)のAに定める事業規模等の要件を満たす場合を除く。）については、集約化実施計画の承認番号又は森林共同施業団地の設定に係る協定書の写し

イ 環境要領第1の2の(1)の事業、(2)のAの(ア)～(シ)の事業、(3)及び(4)の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

ウ 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し

エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等

(2) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けた者である場合を除く。）

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は、分収林契約等の写し

ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等

(3) 環境要領第5の1の(3)により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下、「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。

ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し

イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し

(4) (1)～(3)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆

署名によること（ただし、契約日が平成30年4月1日以降のものに限る。）。

9 ナラ枯れ対策を目的とする整理伐の確認

天然林における整理伐のうち、ナラ枯れ対策を目的に実施するものとして、搬出材積が100 m³/ha以上の標準単価を適用する場合は、調査野帳、現地写真及び位置図等により、対象森林の主林木の状況及びナラ枯れ被害発生地からの距離等について確認する。

10 施業間隔及び重複申請の確認

除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

11 現場監督費及び社会保険料等の確認

環境要領第5の4の(4)の間接費を加算する施行地においては以下のことを確認する。

- (1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

第3 施業種ごとの検査事項

1 人工造林及び樹下植栽等

- (1) 地拵については、事業実施前に撮影された現地写真により植栽状況及び草丈を確認する。
また、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかどうかを確認する。

- (2) 植栽本数の検査は、次のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）により行うものとする。

ア 施行地内の任意の植列において植栽木11本の間の延長及びその植列に直角の方向に11列の間の延長を計測し、苗間列間距離の平均値を求め植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。

イ 施行地内の標準地と見なされる任意の場所に面積100平方メートルを基準として設定した区域（標準地）内の全植栽本数を計測する方法。

標準地設定基準は以下のとおりとする

面積	箇所数
1 ha 未満	1
1 ha 以上 5 ha 未満	2
5 ha 以上	3

- (3) 枯損率については、本数検査法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を計測し、枯損苗木数／植栽本数により算出する。
- (4) 枯損率が20パーセント未満であるときは、本数検査法によって確認した植栽本数を検査の合格本数とする。
- (5) 1 施行地に適用標準単価の異なる 2 樹種以上が植栽されている場合には、計測又は本数比により面積を按分して区分する。
- (6) 苗木については、苗木受払簿等により樹種及び本数を、苗木以外の資材については、購買伝票等により商品名及び数量を確認する。なお、森林組合を経由しないものについては、納品書等により確認する。ただし、その確認のできないものについては、現地確認による。
- (7) 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検査法により検査する。

2 下刈り

下刈りについては、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているか確認する。

3 雪起こし及び倒木起こし

- (1) 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を確認する。査定面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。
- (2) 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位とする。

4 除・間伐等

- (1) 除伐、保育間伐、間伐、更新伐の不良木の淘汰の本数については、本数検査法により行うものとする。
- (2) 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払、玉切、片付の実施率については、前項の検査区域内（不用木の除去のみを実施した施行地にあつては、本数検査法により設定する区域内）において確認する。
- (3) 間伐、更新伐における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。

5 枝打ち

- (1) 枝打ちの本数は、本数検査法により検査する。

6 保育間伐

気象害等を受け不良木となった林分を除きⅦ齢級（天然林にあつては、ⅩⅡ齢級）を超える林分で行った保育間伐については、前条の本数検査法に加え、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満であることを確認する。

7 更新伐

- (1) 更新伐の施行地については、当該施行の翌年度から起算して2年を経過した時点で、更新状況を確認する。
- (2) 人工造林の場合の植栽本数並びに天然更新の場合の成立本数については、島根県の地域森林計画に定めるところによる。

8 付帯施設整備

- (1) 枝条巻き付けは、本数検査法により検査する。
- (2) 当該付帯施設整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

9 森林作業道

- (1) 森林作業道の検査については島根県森林作業道開設要領第10に定めるところによる。
- (2) 当該森林作業道と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

10 林齢の確認

林齢については、当該施行地の植栽時の検査調書等、森林簿又は伐根の年輪等により確認する。

11 その他の検査

その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

第4 現地確認

第2の1の規定により現地確認を行う場合は、次により実施する。

1 立会

現地確認は原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行うものとし、立会者の氏名を検査野帳に記入する。

2 現地確認の手法

- (1) 環境要領の第1の1の(1)のケに定める間伐及びコに定める更新伐（以下「間伐等」という。）の施行地であって、環境要領第1の1の(3)に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまり（以下「申請単位」という。）の数に応じ、次の方法により抽出された施行地にて実施する。
 - ア 申請者の1申請に係る申請単位の数が1つである場合は、当該申請にかかる施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地。
 - イ 申請者の1申請に係る申請単位の数が複数である場合は、表1に応じ無作為抽出する申請単位数を定め、無作為に抽出された申請単位において、1申請にかかる総施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地。

表 1

申請団地数	確認団地数
1～2	1
3～4	2
5～6	3
7～	4～

- (2) (1)以外の施行地であって1施行地面積が5ヘクタール未満のものについては、当該施行地のうち無作為に抽出するその1/10以上に相当する数の施行地にて実施する。
- (3) 現地確認を省略した施行地の検査野帳には「現地確認省略」と記載する。
- (4) 現地確認を実施した施行地の施業図に下記事項を朱線で記入する。ただし、GNSSデータが記録された検査写真等により検査位置を特定することが出来る場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することが出来る。
- ア 検査員が検査のため踏査した経路
 - イ 検出した線又は検出点
 - ウ 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置
- (5) 現地確認において疑義が認められた場合は、(1)及び(2)を適用しない。

3 現地確認の体制

現地確認を行う場合は、その信頼性等を確保するため、2名以上の体制により実施する。ただし、GNSSの位置情報等を活用して確実に現地確認を行ったことが確認できる場合は、1名体制による確認も可とする。

4 写真

現地確認を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の検査状況、伐採本数、施行状況等）の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則としてGNSSデータが記録されたものとする。

(附則)

- 1 この規定は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度事業から適用する。
- 2 この一部改正は、令和2年5月1日から適用する。(令和2年5月11日付け森第24号)